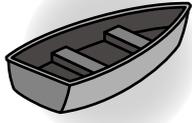




手引書

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

Financial Fantasy CONTENTS

授業案	
	電子マネー 1
	クレジットカード 2
	ローン 3
	電子マネー・クレジットカード・ローン 4
解説1	
	電子マネーの泉
	現金以外の「お金」が増えている 5
	電子マネーってどんなもの? 6
	電子マネーの特徴 7
	電子マネーをなくしたらどうする? 8
見えないお金の管理は難しい 8	
解説2	
	クレジットの森
	生活に浸透したクレジットカード 9
	クレジットカードはなんで便利なの? 9
	クレジットカードの支払い方は主に3通り 10
	クレジットカードの仕組み 11
	クレジットカードは信用の証し 12
	こんなときどうする? 12
将来の収入をあてにするクレジットカード 13	
解説3	
	ローンの海
	ローンを利用するのはどんなとき? 14
	ローンを利用すると利息がかかる 14
	ローンの仕組み 16
	こんなときどうする? 17
	ローンを利用するときの注意点 18
将来を考えたお金の使い方をしよう 18	
参考	
関連するURL一覧	

※手引書に記載されている(*○-○)は巻末の関連URLの番号



授業案：電子マネー

対象：高校生 (50分授業)

- ねらい：1. 電子マネーなどの「見えないお金」が生活に浸透していることを理解する。
2. 電子マネーの仕組みや特徴を理解する。
3. 電子マネー使用時の注意事項を把握し、自分に合った使い方について考察する。

タイムスケジュール

時間	学習内容	学習活動	参考
導入 5分	現金以外の「お金」が増えている	キャッシュレス社会の現状を知る。 電子マネーの市場が急拡大し、国民1人に1枚以上も普及していることを知る。 ワーク1 どんな種類のカードがあるか、お金の代わりにするカードを探してみよう!	P2 電子マネー発行枚数の推移のグラフ ワークシート
展開Ⅰ 10分	電子マネーってどんなもの?	IC型電子マネーやサーバー型電子マネーについて知る。 電子マネーが生活に浸透していることに気づく。 ワーク2 電子マネーにはどんなものがあるか出し合い、どこで使っているか話し合ってみよう!	P3 ワークシート
展開Ⅱ 15分	電子マネーの特徴	前払い式と後払い式について、それぞれ特徴を理解する。 ワーク3 寸劇「電子マネーの泉」を演じてそれぞれの電子マネーの特徴を知ろう! それぞれの電子マネーのメリットとデメリットから、電子マネーの特徴を理解する。 クレジットカードを組み合わせることで更に便利になり、利用が拡大していることを知る。同時に、電子マネーの管理の難しさも理解する。	P3 寸劇 「電子マネーの泉」 実物や請求書などを紹介
展開Ⅲ 15分	電子マネーをなくしたらどうする? 見えないお金の管理は難しい	盗難、紛失のリスクに備え、必要な知識を身につける。 前払い式、後払い式によって補償が異なることを知る。 「見えないお金」の注意点を知り、計画的なお金の使い方を考える。 ワーク4 今の生活に役立つと思う電子マネーを選んでみよう。 使い方について、自分なりのルールを考えてみよう! 「見えないお金」は何にいくら使ったかわかりにくい。そこで、自分に合ったカードを選んだり、自分なりのルールを決めることが大切であることに気づく。	P4 具体例紹介 ワークシート 生徒の気付きを促す
まとめ 5分	総括 今日の一言! アンケート記入	自分なりの使い方を決める	アンケート



授業案：クレジットカード

対象：高校生(50分授業)

- ねらい：1. クレジットカードなどの「見えないお金」が生活に浸透していることを理解する。
2. クレジットカードの仕組みや特徴を理解する。
3. クレジットカード使用時の注意事項を把握し、計画的に利用することの大切さを理解する。

タイムスケジュール

時間	学習内容	学習活動	参考
導入 5分	生活に浸透したクレジットカード	クレジットカードの現状から、クレジットカードが生活に浸透していることを理解する。	P5 クレジットカード発行枚数と信用供与額の推移のグラフ
展開Ⅰ 15分	クレジットカードはなんで便利なの? クレジットカードの支払い方は主に3通り	クレジットカードの使える場所やメリットについて知る。 ワーク1 クレジットカードを持てるようになったらどこで使うか、考えてみよう! 3通りの支払方法について、それぞれの特徴を知る。 分割払いとリボ払いの違いを理解する。 ワーク2 3通りの支払方法について、メリット・デメリットを書きだそう!	P5 ワークシート P6 ワークシート
展開Ⅱ 15分	クレジットカードの仕組み クレジットカードは信用の証し	クレジットカードは三者間契約 三者それぞれにメリットがあるから成り立っていることを知る。 クレジットカードの契約には信用が必要であることから、クレジット会社が何を基に信用を判断しているのかを知る。 会員規約を必ず読む必要があることを理解する。 ワーク3 クレジットカードの申込書を書いてみよう!	P7 会員規約紹介 ワークシート
展開Ⅲ 10分	こんなときどうする? 将来の収入をあてにするクレジットカード	身に覚えのない高額な請求が来た事例を紹介し、トラブルに遭わないためのポイントを理解する。 クレジットカードは、現金のように見えないため使いすぎる可能性がある。収入から支払う分を先に分けて管理する。 ワーク4 クレジットカードで買い物したら、来月から「何が減らせるか」考えてみよう!	P8 具体例紹介 ワークシート 生徒の気付きを促す
まとめ 5分	総括 今日の一言! アンケート記入	借りたお金は必ず返して信用を築く	アンケート



授業案：ローン

対象：高校生(50分授業)

- ねらい：1. ローンの種類と契約、利息の計算方法について理解する。
 2. 万一、返済困難に陥ったときのリスクに備え、必要な知識を理解する。
 3. ローン利用時の注意事項を把握し、実生活に役立つ力を身に付ける。

タイムスケジュール

時間	学習内容	学習活動	参考
導入 5分	ローンを利用するのはどんなとき?	ローンの利用状況から、大人はどんなときにローンを利用するのか理解する。 ワーク1 欲しいものがあるとお金が足りないときにどうするか、話し合ってみよう!	P9 負債のある世帯の内訳のグラフ ワークシート
展開Ⅰ 10分	ローンを利用すると利息がかかる	ローンを利用すると利息がかかることを理解し、利息の基本的な計算方法を学ぶ。 金利によって返済総額が変わることを理解する。 ワーク2 お金を借りるとして、利息を計算してみよう!	P10 ワークシート
展開Ⅱ 15分	ローンの仕組み	ローンは金融機関と消費者との二者間契約であることや、金融機関にはどのようなところがあるかを知る。 借りる目的や信用力に応じて、借りられる金額や利息などの条件が変わることを知る。担保や、保証人の責任についても理解する。 クレジットカードのキャッシング機能について学び、借入金利の違いについて知る。 ワーク3 ローンやキャッシングの広告を見て、違いを調べてみよう!	P11 ワークシート 広告など
展開Ⅲ 15分	こんなときどうする? ローンを利用するときの注意点 将来を考えたお金の使い方をしよう	返済困難に陥ったときのリスクに備え、必要な知識を身につける。 借りられる額と返せる額は違うことを理解する。 ローンを利用しても収入の範囲内で生活することが大切である。何を節約するかを考えることによって、優先順位の考え方を知る。 将来の大きな出費に備え、貯蓄が大切であることを理解する。 ワーク4 毎月1万円返済のローンを利用したらどうするか、1人暮らしの生活費で考えてみよう!	P12 具体例紹介 ワークシート 電卓
まとめ 5分	総括 今日の一言! アンケート記入	収入 \geq 支出が基本	アンケート



授業案：電子マネー・クレジットカード・ローン

対象：高校生(50分授業)

- ねらい：1. キャッシュレス社会の現状から「見えないお金」が生活に浸透していることを理解する。
 2. 「見えないお金」の仕組みや特徴を理解する。
 3. 「見えないお金」利用時の注意事項を把握し、実生活に役立つ力を身に付ける。

タイムスケジュール

時間	学習内容	学習活動	参考
5分	導入 現金以外の「お金」が増えている	ワーク1 どんな種類のカードがあるか、お金の代わりにするカードを探してみよう! キャッシュレス社会の現状を知る。電子マネーやクレジットカードの市場が急拡大していることを理解する。	【電子マネーの泉】 P2 ワークシート P2 グラフ P5 グラフ
10分	展開Ⅰ 電子マネーってどんなもの? 電子マネーの特徴	ワーク2 電子マネーにはどんなものがあるか出し合い、どこで使っているか話し合ってみよう! IC型電子マネーやサーバー型電子マネーについて知る。 それぞれの電子マネーのメリットとデメリットから、電子マネーの特徴を理解する。 クレジットカードを組み合わせることで更に便利になり、利用が拡大していることを知る。同時に、電子マネーの管理の難しさも理解する。	P3 ワークシート 寸劇 「電子マネーの泉」
10分	展開Ⅱ クレジットカードはなんで便利なの? クレジットカードは信用の証し	クレジットカードが使える場所やメリットについて知る。 クレジットカードの契約には信用が必要であることから、クレジット会社が何を基に信用を判断しているのかを知る。 会員規約を必ず読む必要があることを理解する。 ワーク3 クレジットカードの申込書を書いてみよう! クレジットカードは、カード自体の管理や見えないお金の管理が必要。借りたお金は必ず返して信用を築くことが大切であることに気付く。	【クレジットの森】 P5 P7 会員規約を見せる ワークシート P8
10分	展開Ⅲ ローンを利用するのはどんなとき? ローンを利用すると利息がかかる ローンの仕組みと注意点	ローンの利用状況から、大人はどんなときにローンを利用するのか理解する。 ローンは利息がかかることを理解し、利息の基本的な計算方法を学ぶ。 金利によって返済総額が変わることを理解する。 ワーク4 お金を借りるとして、利息を計算してみよう! 借りる目的や信用力に応じて、借りられる金額や利息などの条件が変わることを知る。ローンを利用する際の注意点を学習する。	【ローンの海】 P9 P10 ワークシート P11、12
10分	展開Ⅳ 見えないお金と生きる時代	「見えないお金」の注意点を知り、計画的なお金の使い方を学ぶ。 クレジットカードやローンを利用するときは、収入 \geq 支出が基本。 ワーク5 毎月1万円返済のローンを利用したらどうするか、1人暮らしの生活費で考えてみよう!	P13 P12 ワークシート
5分	まとめ 総括 今日の一言! アンケート記入	「見えないお金」を意識して見る努力をしよう!	アンケート

電子マネーの泉

ここからスタート

※(*○-○)は巻末の関連URLの番号



現金以外の「お金」が増えている

【テキストの説明】

カードがあれば電車に乗れる、コンビニエンスストアや自動販売機・スーパーマーケットで買い物をするとときに小銭がいらぬ。このように、現金の代わりにする機能を持ったカードを使う機会が増えている。

●電子マネー発行枚数の推移

電子マネーの発行枚数は、この十数年で急激に増えている。2001(平成13)年にEdy、Suicaが登場し、2007(平成19)年3月にPASMO、4月にnanaco、WAONがサービスを開始した。日本銀行決済機構局^(*1-1)によると、プリペイド方式のうちIC型電子マネーの発行枚数は、2015(平成27)年で2億9,453万枚に達した(おサイフケータイも含む)。交通系電子マネーの駅外での利用など、電子マネーを利用できる範囲が拡大していること、2013(平成25)年3月に交通系電子マネーが相互利用を開始したことで、発行枚数が増えていると考えられる。

【関連情報】

●電子マネーの決済金額と決済件数^(*1-1)

電子マネーによる代金の決済は、2015(平成27)年には決済金額4兆6,443億円、決済件数46億7,800万件に達している。

●電子マネーの利用状況

総務省「家計消費状況調査2015(平成27年)^(*1-2)」によると、電子マネーを持っている世帯員がいる世帯の割合は約46%である。地域別にみると関東地方は66%、北陸地方は28%と、地域差があるものの全体的に年々増加している。利用場所は交通機関、コンビニエンスストア・スーパーマーケットが多い。電子マネーが徐々に日常生活に浸透してきていることが窺える。

Mission 1

どんな種類のカードがあるか、お金の代わりにするカードを探してみよう！^(*1-3)

種類	用途／支払方法	機能
ポイントカード (会員カード)	特定の店舗のサービス	商品・サービスを購入したときにポイントがつく。 たまったポイントを買い物の支払いに充てる。
プリペイドカード	代金を支払う／前払い	前払いで購入し、買い物代金を支払う(磁気式プリカ)。
電子マネー(カード式)	代金を支払う／前払い	前払いで購入し、買い物代金を支払う(IC型プリカ)。
電子マネー(カード式)	代金を支払う／後払い	買い物代金を後で支払う。
キャッシュカード	現金を引き出す	自分の銀行口座にある現金を出し入れする。
デビットカード	代金を支払う／即時払い	キャッシュカードの付属機能。買い物代金が口座から引き落とされる。
クレジットカード	代金を支払う／後払い	商品・サービスの代金を後で支払う。
ローンカード	お金を借りる	金融機関などのATMを通じてお金を借りる。

【関連情報】

●1枚で複数機能を持つカードもある

銀行口座を開設するときに、キャッシュカードとクレジットカードの申し込みが同時に行われるケースが増えている。1枚のカードに3つの機能(キャッシュカード・クレジットカード・ローンカード)を備えたものや、社員証などのIDカードに電子マネーが付いたものもある。

●ポイントサービスって何？

買い物をすると、購入額に応じてポイントを付ける企業が増えている。電子マネーにもポイントが付くカードもある。消費者はポイントをお金と同じ感覚で考える傾向が強いが、ポイントには法的な保護はない。ポイントを発行する企業が決めたルールで運用されている。一方的に還元率や付与率に変更されることもあり、運営会社が破産して使えなくなることもある。



電子マネーってどんなもの？

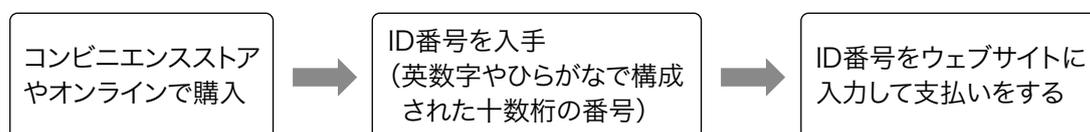
【テキストの説明】

●ICカード型電子マネーの使い方



申込時に記名式か無記名式かを選択する。(本手引書P8参照) カード交付後は、専用の機械を通じて自分でチャージ(入金)する。それぞれの電子マネーによって、入金の上限額が決まっている。読み取り機が設置された場所(駅・加盟店)で使え、ICカードを読み取り機にかざすと、一瞬で代金が決済できる。チャージすることで繰り返し使える。

●サーバー型電子マネーの使い方



インターネット上のサーバーにお金の価値を記録して管理するサーバー型電子マネーは、インターネット取引の決済手段として利用される。ウェブサイトで買い物をして支払いをする時に十数桁のID番号を入力することにより決済ができる。

【関連情報】

●電子マネーとお金の違い

	電子マネー	お 金
発行者	民間企業や連合体 大手の交通系(鉄道・バス)会社や流通系 (スーパーマーケット・百貨店)会社が発行 している。	紙幣は日本銀行、貨幣は政府が 発行している。
保 証	資金決済に関する法律 ⁽¹⁻⁴⁾ 発行会社が保証するが、破産したら 使用できなくなる可能性がある。	お金(紙幣・貨幣)の価値は国が 保証している。
利用できる範囲	電子マネーごとに使えるお店や ウェブサイトは決まっている。	国内どこでも使える。

●資金決済に関する法律^(*1-4)(^{*1-5})

2010(平成22)年4月に資金決済法が施行され、発行会社の破産に備えて未使用発行残高の1/2以上を供託する「発行保証金」が義務付けられた。法律の改正によりサーバー型電子マネーも規制の対象となった。発行会社が破産すると官報に公示され、利用者は一定期間内に還付の申出をすることにより発行保証金から優先的に弁済を受けられる。しかし、発行保証金自体が残高全額の保全ではないため全額返金は難しい。

●利用者の都合による払戻しはできるのか？

原則できない。例外として払戻金額が少額な場合や、利用者のやむを得ない事情(海外移住など)により利用が困難になった場合は、払戻しが認められる場合がある。

Mission 2 電子マネーにはどんなものがあるか出し合い、どこで使っているか話し合ってみよう！



電子マネーの特徴

【テキストの説明】

●プリペイド型(前払い式)

事前に現金を入金(チャージ)してから利用する方法。電子マネーを読み取り機械にかざしたその場で決済される。必要に応じてチャージして使う。

●ポストペイ型(後払い式)

クレジットカードと連携させて利用分を後から支払う方法。読み取り機にかざしたときはデータのやり取りだけが行われる。

●オートチャージって何？

主に交通系電子マネーにあるサービスで、自動的に電子マネーを補充すること。電子マネーの残高が不足していると改札を通過することができない。しかしオートチャージサービスを利用すれば、電子マネーの残高が一定金額を下回ると自動的にチャージされる。クレジットカードの包括利用額内であれば、繰り返しチャージできる。

Mission 3 寸劇「電子マネーの泉」を演じてそれぞれの電子マネーの特徴を知ろう！

【テキストの説明】

●電子マネーのメリット・デメリット

	メリット	デメリット	+α情報
交通系 電子マネー	<ul style="list-style-type: none">切符の代わりに使える。小銭が不要。オートチャージにすると残高不足で改札で止められない。	<ul style="list-style-type: none">交通費がいくらかかるのか意識しなくなる。オートチャージにすると、いくら使ったのか感覚が鈍くなる。	<ul style="list-style-type: none">駅の券売機で電子マネーを使った履歴が印字できる。定期的に履歴を確認しよう。 <p>(^{*1-6})</p>
サーバー型 電子マネー	<ul style="list-style-type: none">インターネットでの支払いに使える。コンビニエンスストアなどで誰でも購入できる。	<ul style="list-style-type: none">ID番号を知られたら誰にでも使われてしまう。「悪質サイト」の被害に遭うことがある。	<ul style="list-style-type: none">トラブルが生じた場合は早めに消費者センターに相談を！
流通系 電子マネー	<ul style="list-style-type: none">系列のスーパーマーケットやコンビニエンスストアで使える。買い物でたまったポイントが電子マネーとして使える。	<ul style="list-style-type: none">自分の買い物傾向などの情報が把握される。ポイントに釣られて買いすぎる。	<ul style="list-style-type: none">ポイントには法的な保護はない。ポイントはおまけと考えよう。



電子マネーをなくしたらどうする？

【テキストの説明】

●補償の有無（電子マネーの記名式と無記名式）

電子マネーを申し込む際に電子マネー発行会社に個人情報を登録する記名式と、個人情報を登録しない無記名式の電子マネーがある。

カード種別		補償の有無	補償内容	届出先	注意事項
記名式	プリペイド型 (前払い式)	補償される	利用停止になった時点の 残額が補償される	カード発行会社 警察	利用停止まで時間がかかる場合 もあるので早めに届け出る
	ポストペイ型 (後払い式)		届け出た日から60日間 遡って補償される	カード発行会社 クレジット会社 警察	届け出ないと不正に使われた 分も支払わなければならない 可能性がある
無記名式	プリペイド型 (前払い式)	補償されない	補償されない	—	—

●「おサイフケータイ」を使っている場合は注意！

電子マネー機能を搭載している携帯電話やスマートフォンをなくした場合は、携帯電話会社に連絡するだけでなく、必ず電子マネー発行会社とクレジット会社にも連絡が必要となる。また、「おサイフケータイ」の機種変更^(1・7)をする場合には、電子マネーは自動的に移行せず、残高の移行手続きをとることになる。



見えないお金の管理は難しい

●自分に合った電子マネーを選ぼう



Mission 4

今の生活に役立つと思う電子マネーを選んでみよう。
使い方について、自分なりのルールを考えてみよう！

【目的】

電子マネーなどの「見えないお金」は便利だけに利用者に自制心が必要となる。現在、親から必要経費として電子マネーを渡されている子ども(学生)は、小遣いとして認識していない可能性が高い。「見えないお金」と付き合うための第一歩として電子マネーのルールを考えさせたい。

また、電子マネーは現金とは違い、一定のルールに基づいて運営されている。自分に合った電子マネーを選択したいものである。

使い方の自分ルール(例)

選んだ電子マネー	使い方の自分ルール
	電子マネーの利用用途を限定し、目的以外に使わない。
	今、いくら入っているか、残高を確認する。
	利用履歴を確認する習慣を持つ。
	オートチャージはやめる。
	枚数は1、2枚にとどめる。
	電子マネーは持たない。

クレジットの森

信用樹を育てる

※(*○-○)は巻末の関連URLの番号



生活に浸透したクレジットカード

【テキストの説明】

●クレジットカード発行枚数と信用供与額の推移

日本クレジット協会⁽²⁻¹⁾によると、国内のクレジットカード発行枚数は2015(平成27)年には2億6,600万枚を超えた。2015年の販売信用供与額は約58兆円である。そのうちクレジットカード利用額は49.8兆円。10年前に比べ1.9倍になっている。背景には、高度情報化の進展によりサービスが多様化しクレジットでの決済が増えたことや、ポイントを優遇するなど、販売会社やクレジット会社の販売戦略もあり、クレジットカードが普及してきているものと考えられる。

【関連情報】

●消費者信用の分類⁽²⁻²⁾

「消費者信用」とは金融機関が消費者に信用を供与することで、一般的には住宅ローンを除いた「狭義の消費者信用」を示す。消費者信用は、販売信用と消費者金融に分けられる。販売信用とは、商品やサービスの代金を後払いすることで、購入ごとにクレジット会社と契約する方法(ショッピングクレジット)とクレジットカードを利用する方法(クレジットカードショッピング)がある。消費者金融とは金銭を融資することで、消費者ローン、担保貸付などが含まれる。消費者信用供与額に占める販売信用の割合が年々増えている。貸金業法の改正によりクレジット会社がキャッシングからショッピングへ販売戦略を移行している様子が窺える。



クレジットカードはなんで便利なの？

【テキストの説明】

●クレジットカードが使える場所

今では日常の買い物から公共料金の支払い、海外旅行での買い物、鉄道運賃、病院の支払い、寄付金にまで利用でき、大変便利なカードである。その一方でカード情報の漏えいや国際的な犯罪に巻き込まれるなどの事件も起きている。また手持ちの現金がなくてもカードを利用すれば欲しい物がすぐ手に入るため、使いすぎてクレジットの支払いに追われ多重債務の原因になることもある。クレジットカードの使い方には注意が必要である。

Mission 1

クレジットカードを持てるようになったらどこで使うか、考えてみよう！

【目的】

高校生は近い将来クレジットカードを持つ可能性が高いことから、まずは生徒に興味を持たせた後、徐々に注意点を説明する構成にした。そこで、クレジットカードのメリットを知り、実際にどこで使うようになるか具体的に考えるワークを行う。



クレジットカードの支払い方は主に3通り

【テキストの説明】

	方法の定義	手数料	メリット	デメリット
一括払い	1回で支払う。ボーナス時に1回で支払う「ボーナス一括(1回)払い」などもある。翌月または翌々月に一括払いすることをマンスリークリアという。	通常かからない。	手数料がかからない。	買い物が増えると、支払総額が多くなる。
分割払い	買い物ごとに支払回数を決めて、毎月分割手数料とともに支払う。	購入額と支払回数によって総手数料が決まる方式が多い。	支払終了時期、手数料があらかじめわかる。	買い物が増えると、支払総額が多くなる。支払回数は途中で変更できない。
リボルビング払い(リボ払い)	利用額によらず一定額を定めて毎月支払う定額方式と、一定率を定めて毎月支払う定率方式がある。ほとんどの場合、定額方式。	毎月のクレジット残高(支払残高)に対して手数料が決まる。手数料は支払額に含める方式と含めない方式がある。	毎月の支払額が一定なので家計管理がしやすい。	買い物が増えるほど支払回数が増え、手数料の負担も重くなる。支払終了時期がわかりにくい。

●分割払いとリボ払って何が違うの？

11月に6万円のパソコンを買い、12月に3万円の洋服を買った場合の分割払いとリボ払いの違いを把握したい。ポイントは①支払終了時期、②支払総額の2点である。支払総額の計算方法まで学習が可能な場合は、テキストP10参照。実際は、クレジット会社に電話で問い合わせたり、クレジット会社のホームページで購入金額と返済回数、毎月の返済金額などの条件を入力して手数料をシミュレーションすると、①②を知ることができる。

支払方法	①支払終了時期	②支払総額
一括払いで支払う場合	購入月の翌月または翌々月	90,000円
分割払いの場合(パソコン6回払い、洋服3回払い)	6か月後	92,250円
リボ払いの場合(毎月1万円ずつ元利均等返済、年利15%)	10か月後	95,640円

◆分割払いの場合

分割払いの手数料と計算方法は、カード規約ショッピング条項に書かれている。たとえばA社の場合、下記のとおりとなっている。

支払回数	3回	6回	10回	15回
支払期間	3か月	6か月	10か月	15か月
実質年率	8.98	10.22	10.77	11.02
100円あたりの手数料	1.5	3	5	7.5

・ 手数料額 = 購入価格 × 100円あたりの手数料 ÷ 100 ・ 支払総額 = 購入価格 + 手数料額

・ 月々の支払額 = 支払総額 ÷ 支払回数

(月々の支払いの単位は100円とし、端数が出た場合は初回に参入)

パソコン $60,000 \times 3.0 \div 100 = 1,800$ $60,000 + 1,800 = 61,800$ $61,800 \div 6 = 10,300$
 洋服 $30,000 \times 1.5 \div 100 = 450$ $30,000 + 450 = 30,450$ $30,450 \div 3 = 10,150$

単位(円)

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
パソコン	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300	61,800
洋服		10,150	10,150	10,150			30,450
月の支払い	10,300	20,450	20,450	20,450	10,300	10,300	92,250

◆毎月1万円のリボ払いの場合(実質年率15% 元利均等払い)

利息は小数点以下は切り捨て

単位(円)

支払月日	借り入れ額	日数	実質年率 (%)	返済額	返済額内訳		残元金
					元金分	利息分	
11月10日	60,000	—	—	—	—	—	60,000
12月10日		30	15	10,000	9,261	739	50,739
12月10日	30,000	—	—	—	—	—	80,739
翌年1月10日		31	15	10,000	8,972	1,028	71,767
2月10日		31	15	10,000	9,086	914	62,681
3月10日		28	15	10,000	9,279	721	53,402
4月10日		31	15	10,000	9,320	680	44,082
5月10日		30	15	10,000	9,457	543	34,625
6月10日		31	15	10,000	9,559	441	25,066
7月10日		30	15	10,000	9,691	309	15,375
8月10日		31	15	10,000	9,805	195	5,570
9月10日		31	15	5,640	5,570	70	0
合計	90,000	—	—	95,640	90,000	5,640	—

【関連情報】

●実質年率

クレジットの手数料率・金利は、割賦販売法によって「実質年率」(月々の支払いによる元本の減少を換算した年利)を表示することになっている。これは、異なる取引条件を消費者が簡単に比較検討できるようにするためである。ただし、分割払いの実質年率の計算は複雑なため、支払回数ごとに「購入金額100円あたりの手数料」と「実質年率」を併記している。

Mission 2 3通りの支払方法について、メリット・デメリットを書きだそう！

【目的】

一括払い、分割払い、リボ払いの支払い方について、どの程度理解しているか確認したい。
実践例は本手引書P10表クレジットカードのメリット・デメリット参照。



クレジットカードの仕組み

【テキストの説明】

●クレジットカードは三者間契約

クレジットカードは、消費者、クレジット会社、販売店の三者間における契約で、複雑な仕組みとなっている。消費者だけではなく、企業や販売店にとってもメリットがあるから成り立つ仕組みである。

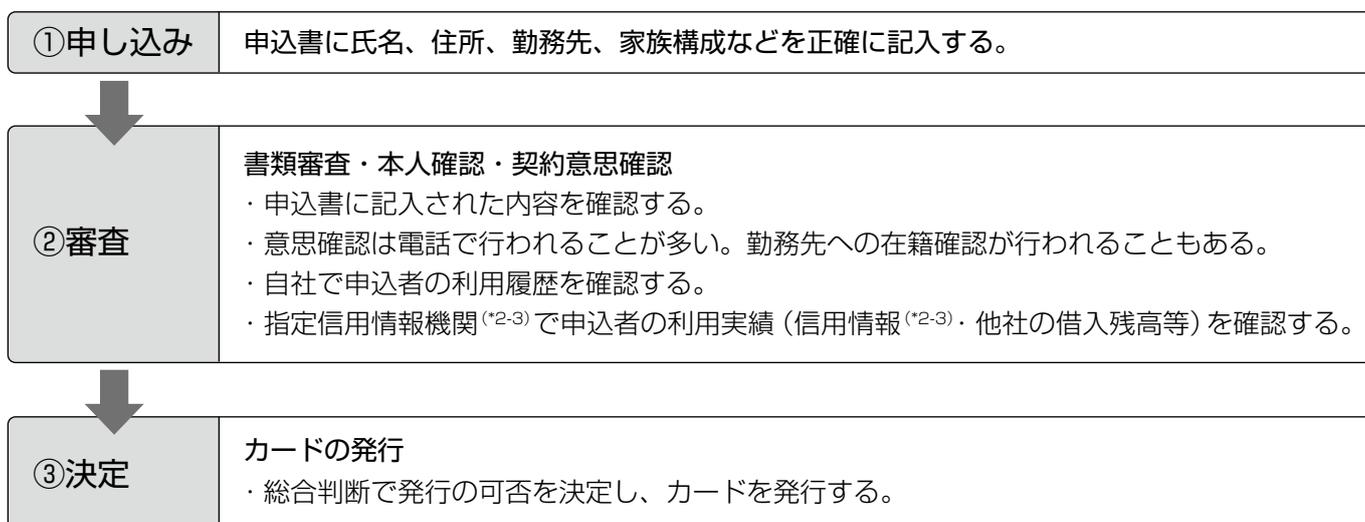
契約の主体	メリット	デメリット
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・カード1枚で現金と同じように使える。 ・支払いが猶予される。 ・分割での支払いが可能のため、高額な買い物ができる。 ・海外やネット上の決済ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の収入や支払能力以上に使いすぎる可能性がある。 ・会費や手数料がかかることがある。 ・管理を怠ると他人に悪用される恐れがある。
販売店	<ul style="list-style-type: none"> ・現金を持っていない消費者にも販売促進が可能。 ・ポイント優遇などによりリピーターを増やせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジット会社に手数料を支払う。
クレジット会社	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者から手数料や年会費が入る。 ・加盟店から加盟店手数料が入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収不能のリスクあり。 ・販売店と消費者間のトラブルに巻き込まれる可能性もある。



クレジットカードは信用の証し

【テキストの説明】

●申し込みからクレジットカード発行までの流れ



●信用情報^(*2-3)

消費者のクレジットやローンの取引事実の記録(契約の内容や支払状況の記録)のことである。携帯電話やスマートフォンを分割払いで契約して月々の支払いが遅れたり、奨学金の返済が滞った場合も延滞情報として登録される。

●支払可能見込額^(*2-4)

割賦販売法では、過剰与信を防ぎ、多重債務を防ぐ目的で、クレジット会社が利用者の「支払可能見込額」を算定し、審査することを義務付けている。クレジットカードでは、支払可能見込額に0.9(経済産業大臣が告示した率)を乗じた額がクレジットカード発行・更新等の利用可能枠の上限となる(翌月一括払いは除く)。

Mission 3 クレジットカードの申込書を書いてみよう！

【目的】

申込書に書かれた内容は、クレジット会社が信用を判断する基になることを実感させたい。また、申込書を書く行為は「会員規約に同意して申し込む」ことである。そこで、クレジットカードの会員規約に書かれている内容に必ず目を通すように促したい。



こんなときどうする？

【テキストの説明】

●トラブルに遭わないためのポイント

①カードを受け取ったら、すぐに裏面にサインする。

サインのないカードは利用できない。不正利用によるトラブルの場合でも、カードにサインがないと補償されない。

②クレジットカードは他人に貸さない(家族にも貸さない)。

カード会員規約に違反する行為である。不正利用によるトラブルの場合でも、カードの名義人に支払義務がある。

③暗証番号は誰にも教えない。

暗証番号が解読されたことによる不正利用は原則補償されない。

生年月日・電話番号・住所地番等、他人に推測されやすい番号を暗証番号にしない。

- ④クレジットカードを紛失したり盗難に遭ったときは、クレジット会社と警察にすぐに連絡する。
届け出をしておけば、保険による補てんを受けられ、支払義務を免れることができる。
- ⑤利用明細書は必ず確認する。
身に覚えのない請求がある場合、クレジット会社にすぐに連絡する。
- ⑥クレジットカード番号を安易に入力しない。
インターネット上でクレジットカード番号など大切な情報を入力するときは、セキュリティで保護されているか確認する。
- ⑦少しでもおかしいと思うことがあれば消費生活センターなどの相談機関に相談する。

【関連情報】

●クレジット会社も監視している

インターネット上の非対面取引では本人の確認ができないので、不正利用によるトラブルが多い。ただし、オンラインでのカードの不正利用は「子供が親のカードを無断で使用したなど、家庭内不正利用が多い」と言われている。クレジット会社は請求額が通常に比べ急激に増加していることがわかると、本人に電話で確認したり、緊急と判断したときは利用停止措置を取り、不正使用を防止している。

●クレジットカードの不正防止^(※2-5)

クレジット会社ではクレジットカードの偽造被害を防ぐために、クレジットカードのIC化を進めている。2020年までには、全てのクレジットカードのICカードへの移行が予定されている。また、インターネット取引ではクレジットカードの悪用を避けるために、クレジットカード番号や有効期限以外に、セキュリティコード(カード裏面の番号)の入力や3Dセキュア(本人しか知らないパスワード)での登録コードを入力させるようなシステムを取っている事業者も多くなっている。



将来の収入をあてにするクレジットカード

【テキストの説明】

●クレジットカード利用上の注意

①利用する前に	借金をしてまで買うものかどうか、よく考える。返済の計画を立てる。
②利用するときに	必ず支払方法、金利の確認をする。
③利用明細書が届いたら	必ずレシートと照合する。 不審な点があれば、クレジット会社にすぐに連絡する。
④支払うときに (支払いが遅れたら)	銀行口座の残高に不足はないか確認しておく。 通常の利息のほかに遅延損害金を請求される。 何回も支払いが遅れると、残りの返済額を一括して請求される。
⑤支払いが困難になったら	1人で悩まず、早く「消費者ホットライン」などの専門の相談機関に相談する。

Mission 4 クレジットカードで買い物をしたら、来月から「何が減らせるか」考えてみよう！

【目的】

クレジットカードの利用分を小遣いから除き、残ったお金で生活することを実感させることが目的である。ここではクレジットカードを利用できる年齢を想定し、携帯電話料金などの費用も含めた5万円の小遣いを設定した。クレジットカード利用分の1万円を返済するために小遣いから何が減らせるか、考えさせる。



※(*○-○)は巻末の関連URLの番号



Loan

ローンを利用するのはどんなとき？

【テキストの説明】

●負債のある世帯の内訳と平均値

総務省統計局「家計調査」^(*3-1)によると、いわゆるサラリーマン家庭(2人以上の世帯のうち勤労者世帯)の2015(平成27)年平均負債残高は755万円である。この平均値には負債のない世帯が46%含まれていることから、テキストには「負債保有世帯の平均値(1,403万円)」で内訳を掲載した。土地や住宅のための負債が圧倒的に多く、9割以上を占める。



Mission 1

欲しいものがあるとお金が足りないときにどうするか、話し合ってみよう！

【目的】

住宅や自動車の購入資金、教育資金など的高額な資金が必要なときにローン^(*3-2)を利用することがある。返済も長期になるため、利用する場合に備えローンの基礎知識や心構えを学習する。まず身近なところから考え、なぜローンを利用するのか、お金が足りないときにどのような選択をするか、具体的に考えるワークを行う。



Loan

ローンを利用すると利息がかかる

【テキストの説明】

●利息の計算方法

レンタルビデオ店でDVDやCDを借りる時はレンタル料金(借り賃)が必要である。同じように、お金を借りる時は「借り賃」として「利息」がかかる。

- ・「利息」は、元金×金利×借入期間 で計算する。
- ・「元金」とは、借りた金額のこと。元本ともいう。
- ・「金利」とは、元金に対して一定期間に支払う利息の割合(利率)のこと。
- ・「借入期間」は、キャッシングやカードローンの場合、日割計算が基本となる。
1年間の利率を「年利」と言い、通常「年〇〇%」と表示する。
1か月間の利率を「月利」と言い、「年利」を12で割った数値のこと。
「日割り」とは、「年利」を365日(うるう年の場合は366日)で割った1日当たりの利息のこと。

【関連情報】

●上限金利

金融機関がお金を貸すときの金利の上限は法律で定められている。

- ①利息制限法^(*3-3)：元本10万円未満は年20%、元本10万円以上100万円未満は年18%、元本100万円以上は年15%を制限金利とし、この金利を超える部分は無効と定めている。
- ②出資法^(*3-3)：金融機関の上限金利は年20%、個人間の上限金利は年109.5%を超えると罰則があると定めている。
金融広報中央委員会「金融力調査^(*3-3) 2011(平成23)年」によると、「年利23%でお金を借りました。この利息は後で当然支払わなければならないか」の質問に対しての正答率は、約38%だった。ここから、上限金利の認知度は低いと思われる。

●72の法則

- ・「72の法則」とは、「 $72 \div \text{年利} = \text{元金が2倍になるためにかかる年数}$ 」のことで、金利の違いによって、どのくらいお金が増えるかを感覚的に理解する際に使われる。
たとえば、年利1%でお金を運用した場合、元金が2倍になるまでに $72 \div 1 = 72$ 年、金利2%の場合36年かかる。
- ・お金を借りるときにもこの式を利用すると、「消費者金融会社が高い金利で貸し付けている」ことを理解することができる。
クレジットカードのリボ払いを年利15%とすると、 $72 \div 15 = 4.8$ 年
クレジットカードのキャッシングを年利18%とすると、 $72 \div 18 = 4$ 年
つまり、この金利で運用した場合、4～5年で元金が2倍になるのである。

📌 Mission 2 お金を借りるとして、利息を計算してみよう！

【目的】

設問：「50万円を年利(実質年率)18%で借りるとき、利息はいくらになるか？」

基礎編では、金利の基本的な用語の意味を理解し、計算方法を学習する。

(基礎編)	利息計算式	利息	支払額
①1年後に一括返済すると(年利)	元金(50万円)×金利(0.18)	90,000円	590,000円
②1か月後一括返済すると(月利)	元金(50万円)×金利(0.18)÷12×月数(1か月)	7,500円	507,500円
③1日後(翌日)一括返済すると(日割り)	元金(50万円)×金利(0.18)÷365×日数(1日)	246円	500,246円

応用編では、毎月返済する場合の計算方法として、元金均等払い、元利均等払いの違いを理解する。

(応用編)	初回返済利息の計算式	初回利息	初回支払額
*元金均等払い(利息外付け)の場合	1万円+利息(7,643)円	7,643円	17,643円
*元利均等払い(利息内付け)の場合	1万円(内利息7,643)円		10,000円

*日割計算は、便宜上1月1日から借りることとし、1回目は31日分、2回目は28日分とする。

2回目以降の元金は支払済の元金を差し引く。初回、2回目の計算方法が理解できれば、3回目以降は同じように計算を繰り返すことで、支払終了時期、支払総額がわかる。

(応用編)	2回目の返済利息の計算式	2回目利息	2回目支払額
*元金均等払い(利息外付け)の場合	元金(490,000円)×金利(0.18)÷365×日数(28日)	6,766円	16,766円
*元利均等払い(利息内付け)の場合	元金(497,643円)×金利(0.18)÷365×日数(28日)	6,871円	10,000円

●月1万円ずつリボ払いで返済するときの利息と返済総額(50万円、年利18%)

(応用編)	利息合計額	支払総額	支払回数
*元金均等払い(利息外付け)の場合	191,121円	691,121円	50回
*元利均等払い(利息内付け)の場合	430,277円	930,277円	94回

●金利によって返済総額が変わってくる

テキストP10のグラフ「金利の違いによる利息と返済総額」は、元本50万円を毎月1万円ずつ元利均等払いの条件で、年利5%と18%の支払総額と支払回数を示した。借入金額、借入期間、返済方式などによって返済総額は変わることを伝えたい。



ローンの仕組み

【テキストの説明】

●ローンは金融機関と消費者との契約

金融機関は、申込者の利用状況を信用情報機関^(※2-3)に確認するなどして、申込者の信用^(※3-4)を判断してから契約する。(本手引書P12参照)

●金融機関

お金を貸す会社は金融機関と呼ばれ、大きく2つのグループに分かれている。

①銀行等の免許を受けた機関

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協など。預金・貸出・為替などの業務を行う。

②貸金業法^(※3-5)に基づき登録して貸金業を営む機関

消費者金融を取り扱うクレジット会社、信販会社、消費者金融会社など。

●ローンの種類で利息や返済方法が変わる

ローンといってもいろいろな種類がある。借りる目的により「金額」や「金利」「返済期間」が違う。

	種類	借入方式	返済方式	借りられる限度額	金利	返済期間
使い道が限定	教育ローン 自動車ローン	契約ごとに借入額、期間などを決める方式	元金均等返済 元利均等返済	比較的多い	比較的低い	比較的長い
使い道が自由	フリーローン カードローン	・契約ごとに借入額、期間などを決める方式 ・借入総額の範囲内なら何度でも繰り返し借りられる方式など	元金均等返済 元利均等返済	比較的少ない	比較的高い	比較的短い

●保証人と連帯保証人

保証人には、「保証人」と「連帯保証人」^(※3-6)がある。「保証人」の場合は、債権者から請求があったら、まず債務者に請求するようと言える権利(催告の抗弁権)がある。また、債務者には返済する財産があり執行できる旨を証明して、まずは債務者の財産を強制執行するように求める権利(検索の抗弁権)がある。「連帯保証人」にはこの2つの抗弁権がないので、債権者からの請求を即受けることになる。ほとんどの保証契約は責任が重い連帯保証契約である。

●クレジットカードのもう一つの機能 ～お金が借りられるカード～

クレジットカードは主にショッピングの決済に利用されているが、お金を借りることもできる。これをキャッシング^(※3-7)という。カードを使ってCD(現金自動支払機)やATM(現金自動預払機)から引き出す方法や、電話やインターネットで申し込みをして口座振込で融資を受けるなど多様である。

●キャッシングの注意点

キャッシング機能を利用すると簡単にお金を手に入れることができるため、「借金をしている」という意識が薄れてしまいがちである。返済の資金繰りに困ると、キャッシングをして返済する傾向が高い。しかし、借金のための借金は利息が雪だるま式に増えるため、更に返済困難に陥ってしまう。キャッシング機能を利用する際には、「なるべく早く返す」「借金のための借金はしない」などの注意が必要である。

【関連情報】

●消費者金融会社の金利が銀行に比べて高い理由

消費者金融会社のローン(キャッシング)は、審査内容が緩く担保が不要なため、貸し倒れに陥るリスクも高い。それに比べ銀行のローンは審査が厳しく担保も必要な場合が多い。また、消費者金融会社は預貯金を元手に運用する銀行とは違い、資金調達コストも高く、その分貸出金利も高くなる。

●改正貸金業法^(※3-8)

返済できない借金を抱えた多重債務者の増加が深刻な社会問題になった一方、消費者有利の一連の最高裁判決の後押しがあり、2006(平成18)年に貸金業規制法から貸金業法に改正された。2010(平成22)年6月に改正貸金業法が完全施行となり、総量規制と上限金利の引き下げが行われた。

Mission 3 ローンやキャッシングの広告を見て、違いを調べてみよう！

【目的】

ローンには多様な種類があること、ローンによって借りられる金額や金利などの条件が違うことを把握させたい。そのために、なるべくいろいろなローンや条件の違う広告を用意する。特にカードローンやキャッシングは、電車のつり広告、HPのバナー広告などでよく見かけるため、「10秒審査、来店不要、〇日間無利息」などの甘い言葉の裏には何があるかなどを問いかけ、生徒の気付きを促す。



Loan

こんなときどうする？

事例1

4年前に消費者金融からアパートの転居費用を借りたのがきっかけで、借金を繰り返している。友人の結婚の祝儀やアパートの更新費用も消費者金融から借りたが返済できず、他の消費者金融から借りて返済した。日々の生活必需品の購入もクレジットカードを利用するようになり、債務額が150万円に膨らんだ。来月はアパートの契約更新だが、貯金もなく更新料が支払えない。

事例2

失業期間中の半年間、2枚のクレジットカードを利用して生活費を賅った。その支払いのためにキャッシングを利用してやり繰りしていたが、それぞれのカードが利用可能限度額の50万円に達してしまい、これ以上クレジットカードを利用できない。仕事は何とか決まったが、研修期間の3か月間の給料は15万円で、クレジットカードの支払いができない。

債務の支払いが困難な状況に陥ったときは、まず家計の支出を見直し無駄をなくす。支出の見直しだけでは状況が改善されない場合は、併せて債務整理（下記の表を参照）を検討する。

人生はどんなことが起こるか予想がつかない。病気やけがをすることも、失業することもある。一人で悩まずに、専門の窓口相談することが大切だ。

働きたくても仕事がない、雇用保険が切れたが再就職できない、家族の介護で仕事ができないなど、経済的に困窮し、最低限度の生活ができない人を支援するために、生活困窮者自立支援法が2015（平成27）年4月から施行され、相談窓口が都道府県や市区町村に設けられている。

また、弁護士会では、多重債務者向けの無料法律相談を行っている。弁護士などへの相談は敷居が高いと感じたり、相談先がわからない場合などは、消費者ホットライン(188)や法テラス(0570-078374)に相談するとよい。ただし、法テラスの無料法律相談（相談援助）などを受けるためには、所得制限などの条件がある。^(*)3-9)

●多重債務になったと感じたら、ひとりで悩まず相談する。借金の問題は解決する手段がある。

任意整理	弁護士などの専門家に依頼して金融機関と返済可能な金額で合意をする方法。
特定調停	簡易裁判所に申し立て、調停委員の仲介により金融機関と返済可能な金額で合意をする方法。
自己破産	地方裁判所で破産手続開始決定を受ける方法。法令で認められた財産以外の全財産を弁済に充てることで、残債務の免除を受ける。
個人再生	地方裁判所に申し立て、財産を処分することなく、建て直しを図る方法。一定額の3年間（原則）での計画返済などいろいろ厳しい条件があるが、これらの条件を満たすと残債務の免除が受けられる。



Loan

ローンを利用するときの注意点

【テキストの説明】

●借りられる額と返せる額は違う

ローンを利用する場合は、金利と返済の仕組みを理解することが大切である。あらかじめ利用限度枠を下げたり、元金を繰り上げて返済する方法があることも伝えたい。

●「貯蓄する」という発想

高額な買い物を予定している場合は、借りる金額を最小限にするために、貯蓄することが大切である。また、貯蓄の習慣があれば、ローンを利用するときに毎月貯蓄している額を返済額に充てることも可能になる。収入から一定額をあらかじめ貯蓄することが必要である。将来を見通した計画的な行動ができるようにしたい。



Loan

将来を考えたお金の使い方を考えよう

【テキストの説明】

●「お金の使い方」の優先順位

ローンを利用しても、収入の範囲内で生活するのが基本である。今までの生活費から何を減らすか、お金の使い方に優先順位を付けることが大切である。まず先に支払うのは、健康保険料、国民年金保険料及び税金、次に借金返済である。そして残った金額で生活費のやりくりをする。生活費は、家賃や水道光熱費、食材費など日常生活に不可欠な費用を優先し、何が減らせるのかを把握する。

●家計管理の大切さ

使うお金の優先順位をつけるためには、毎月の収支を把握することが基本となる。将来に備え、高校生のときから小遣い帳をつけるなどしてお金を数字で把握できるように習慣づけることが大切である。



Mission 4

毎月1万円返済のローンを利用したらどうするか、1人暮らしの生活費で考えてみよう！

【目的】

ローンを利用するとき、毎月の生活費から何を節約するかを考えることによって、優先順位の考え方を知る。将来の大きな出費に備え、貯蓄が大切であることを理解する。

設問：「キミの1か月の給料は20万円だと仮定して」

ワークシートの表は「平成26年全国消費実態調査⁽³⁻¹⁰⁾単身世帯のうち勤労者世帯、年間収入階級別30歳未満年収200~250万円、1世帯当たり1か月間の収入と支出」を参考に作成した(1,000円未満端数処理。ただし、社会保険料と税金については概算で計算)。ローンを利用する社会人の収入を想定し、毎月1万円を返済すると、何を減らせばよいか考え、優先順位の考え方を学ばせる。なお、右側にあらかじめ記載されている金額は、必要経費として節約の対象ではないこととする。

Financial Fantasy 「見えないお金」の物語 に関連するURL一覧

番号	テキストの項目名	URLで表示される資料名	関係機関	URL
1-1	電子マネーの決済金額と決済件数、発行枚数の推移	決済動向2016年2月【P13電子マネー計数(2015年)】	日本銀行 決済機構局	https://www.boj.or.jp/statistics/set/kess/release/2016/kess1602.pdf
1-2	電子マネーの利用状況	家計消費状況調査年報 平成27年	総務省統計局	http://www.stat.go.jp/data/joukyou/2015ar/index.htm
		電子マネーの保有・利用状況	総務省統計局	http://www.stat.go.jp/data/joukyou/2015ar/gaikyou/pdf/gk02.pdf
1-3	どんな種類のカードがあるのか(ミッション1)	高校生でも持てるカード、持てないカード!	全国銀行協会	http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/education/material/loan_highschool/dl/e.pdf
1-4	電子マネーとお金の違い	資金決済法とは	日本資金決済業協会	http://www.s-kessai.jp/info/law.html
1-5	電子マネー利用者を保護する法律	商品券・プリカ・ネット上で使えるプリカをご利用のみなさまへ	日本資金決済業協会	http://www.s-kessai.jp/consumer/index.html
		前払式支払手段払戻し	日本資金決済業協会	http://www.s-kessai.jp/cms/payback/list/
		前払式支払手段ご利用のみなさまへ	日本資金決済業協会	http://www.s-kessai.jp/pdf/activity/prepaid_means_pamphlet.pdf
1-6	電子マネーのメリット・デメリット(履歴印字)	suica 履歴表示・印字・残額表示	JR東日本	http://www.jreast.co.jp/suica/use/record/index.html
		PASMO 履歴の確認	パスモ	http://www.pasmo.co.jp/use/history.html
		ICOCA ご利用に役立つ機能 ご利用履歴の確認方法	JR西日本	http://www.jr-odekake.net/icoca/guide/other/
1-7	「おサイフケータイ」を使っている場合は注意!	おサイフケータイ機種変更	NTTドコモ	https://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/osaifu/notice/index.html#p03
		おサイフケータイ機種変更	au	https://www.au.com/mobile/service/smartphone/shopping/osaifu/support/change/
		おサイフケータイ機種変更	ソフトバンク	http://mb.softbank.jp/mb/support/3G/s_felica/switch.html
2-1	クレジットカード発行枚数と信用供与額の推移	クレジット関連統計	日本クレジット協会	http://www.j-credit.or.jp/information/statistics/index.html
		クレジットカード発行枚数	日本クレジット協会	http://www.j-credit.or.jp/information/statistics/download/toukei_03_a_all.pdf
		日本のクレジット統計 2015(平成27)年版	日本クレジット協会	http://www.j-credit.or.jp/information/statistics/download/toukei_03_h_161101.pdf
2-2	消費者信用の分類	クレジットの分類	日本クレジット協会	http://www.j-credit.or.jp/customer/basis/classification.html#anc_3_2
2-3	申し込みからクレジットカード発行までの流れ 信用情報	クレジットの審査(割賦販売法)	日本クレジット協会	http://www.j-credit.or.jp/customer/basis/examination.html
		CIC 割賦販売法・貸金業法指定信用情報機関	シー・アイ・シー	http://www.cic.co.jp/
		JICC 貸金業法指定信用情報機関	日本信用情報機構	http://www.jicc.co.jp/
		携帯・PHSの利用に関する不払い情報の交換	電気通信事業者協会	http://www.tca.or.jp/mobile/nonpayment.html
		信用情報とは	日本信用情報機構	http://jicc.co.jp/whats/about_00/index.html
		他信用情報機関との情報交流	日本信用情報機構	http://jicc.co.jp/whats/about_06/index.html
2-4	支払可能見込額	支払可能見込額とは	日本クレジット協会	http://www.j-credit.or.jp/flamovie/s01/index.html
2-5	クレジットカードの不正防止	「インターネット上での取引時における本人なりすましによる不正使用防止のためのガイドライン」に関する運用手引きについて	日本クレジット協会	http://www.jcca-office.gr.jp/news/topics_24.html
3-1	負債のある世帯の内訳と平均値	家計調査 負債の状況 平成27年	総務省統計局	http://www.stat.go.jp/data/sav/2015np/pdf/gk02.pdf
3-2	欲しいものがあってお金が足りないとき(ミッション)	これからの暮らしに役立つローン&クレジットのABC(ローン)	全国銀行協会	http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/education/material/loan_highschool/dl/c.pdf
3-3	上限金利	利息制限法	金融庁、法務省	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO100.html
		出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)	金融庁、消費者庁、法務省	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO195.html
		「金融リテラシー 金融リテラシー 調査」の結果	知るほどと金融広報中央委員会	https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2016/pdf/16literacy.pdf
3-4	ローンは金融機関と消費者との契約	これからの暮らしに役立つローン&クレジットのABC(信用)	全国銀行協会	http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/education/material/loan_highschool/dl/e.pdf
3-5	金融機関	貸金業法	金融庁、消費者庁	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S58/S58HO032.html
3-6	保証人と連帯保証人	連帯保証人とは	知るほどと金融広報中央委員会	https://www.shiruporuto.jp/public/data/vocabulary/yogo/r/rentai_hoshonin.html
3-7	クレジットカードのもう一つの機能	キャッシングとは	知るほどと金融広報中央委員会	https://www.shiruporuto.jp/public/data/vocabulary/yogo/k/cash_advance.html
3-8	改正貸金業法	貸金業法が大きく変わりました	金融庁	http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html
3-9	こんなときどうする?	消費者ホットライン	消費者庁	http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html
		法テラス・日本司法支援センター	法テラス	http://www.houterasu.or.jp/houterasutowa/
		生活困窮者自立支援制度	厚生労働省	http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201504/2.html
		多重債務ほっとライン 借金返済でお困りではありませんか?	日本クレジット カウンセリング協会	http://www.jcco.or.jp/
3-10	毎月1万円返済のローンを利用したらどうするか(ミッション)	平成26年全国消費実態調査 単身世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果	総務省統計局	http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/gaiyo2.pdf